

企画提案説明書

1 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金会計監査業務

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされている。会計監査人は主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣。以下主務大臣とする。）が選任することとなっており、今回の募集はその候補者を選定するためのものである。

(3) 業務内容

独立行政法人農林漁業信用基金の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査（平成30年度～平成34年度分）。

(4) 契約期間

主務大臣による選任後、契約を締結した日から、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表について主務大臣の承認時まで。

今回の候補者選定は複数年度となるが、毎年度、主務大臣の選任を受けることから、単年度契約になる。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど、会計監査人の候補者として適当でないと認められる場合には、選定の見直しの対象となる。

2 企画競争参加資格要件

(1) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、営業品目として「その他」を保持し、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。

3 参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

① 本件競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の競争に参加することができない。

② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

- (ア) 競争参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
- (ウ) 委任状（代理人を選出する場合。様式2）
- (エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

企画提案書と共に、持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

⑤ 提出期限、場所

平成30年9月12日（水）17時00分

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部経理総括課

受付時間は、土日祝祭日を除く平日10時から17時（12時から13時を除く）とする。

⑥ 提出された申請書類の取扱について

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、平成30年9月14日（金）までに発送する。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限、場所

平成30年9月12日（水）17時00分 提出場所は3に同じ。

受付時間は、土日祝祭日を除く平日10時から17時（12時から13時を除く）とする。提出期限までに12に記載の提出場所に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(2) 提出書類

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 企画提案書 | 合計10部（正本1部及び副本9部） |
| ② 見積書 | 1部 |
| ③ 3(1)②の申請書類 | 1部 |

(3) 提出方法

- ① 持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。
- ② 前記（２）の書類一式を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載し、「独立行政法人農林漁業信用基金の会計監査人候補者選定のための企画競争に係る提出書類一式 在中」と記載すること。

5 企画提案書の記載事項、添付資料

（１）記載事項

監査の具体的実施体制、実施要項等

- ・ 監査日数、期間
- ・ 具体的実施方法
- ・ 実際に監査を行う者の人数、経験等

（注）経験には、独立行政法人会計基準を理解していることを証する事項を含む。

- ・ 監査のサポート体制

（２）添付書類

- ・ 監査法人の場合は、法人の概要を記載した書面及び定款。個人の場合は、法人の概要に準ずる書面
- ・ 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合は、当該事務所の人員構成、業務内容
- ・ 監査実績（独立行政法人、特殊法人、民間会社）
- ・ 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面
- ・ 監査見積費用（５年間の総額及び各年度の内訳表（各事業年度の監査内容（項目）に応じた日数、人員、単価等を記載）、見積費用の考え方、監査日程等に大幅な変更が生じたときの費用変更方法 など）
なお、監査見積費用には、旅費等の必要経費を含む。
- ・ 独立行政法人通則法第41条第3項に該当しないことの証明
- ・ ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業））について該当する場合には、確認できる資料（認定書の写し等）
- ・ その他の参考事項

6 企画提案書の特定をするための評価基準

提出された企画提案書においては、審査委員会において以下事項について評価を行う。なお、企画提案書について、評価基準に基づき評価を行い、その結果、基準点以上の点数を得られなかった場合は、採択を見合わせる場合がある。

（１）基本的要件

（２）監査体制

（３）監査費用

7 質問の受付期限、方法等

平成30年9月7日(金) 17時00分 提出場所は12に同じ。
電子メールに限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。
回答は全て平成30年9月11日(火) 17時までに電子メールにて行う。

8 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

9 契約に関する事項

(1) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて提案書を特定した提案者の負担とする。

ウ 契約書の内容は、担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

全額免除する。

10 企画競争実施に際しての留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。特定されなかった企画提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

(3) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(4) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。

(5) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(6) 企画競争の結果は、選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。

特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、提案者毎の評価得点の合計点

11 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、競争に参加されなかった事業者様又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

12 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部経理総括課

電話 03-3294-4482 Eメール: keiri@jaffic.go.jp

FAX 03-3294-3140

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金のB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）